



■東京矯正管区のホームページを開設しました！

関東1都6県と新潟、山梨、長野及び静岡を対象に、矯正施設に関連した情報を発信しています。

http://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html



来てみてね

■再犯防止対策に関する世論調査

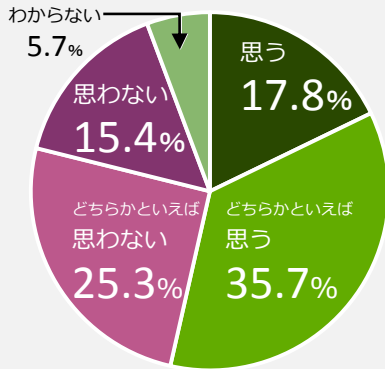
平成30年11月に内閣府から公表された「再犯防止対策に関する世論調査」の一部を紹介します。

調査対象：全国18歳以上の日本国籍を有する者 3,000人（有効回収数 1,666人）回収率55.5%

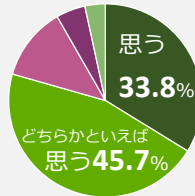
調査期間：平成30年9月20日～9月30日（調査員による個別面接聴取）

調査目的：再犯防止対策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とする。

□犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思いませんか？

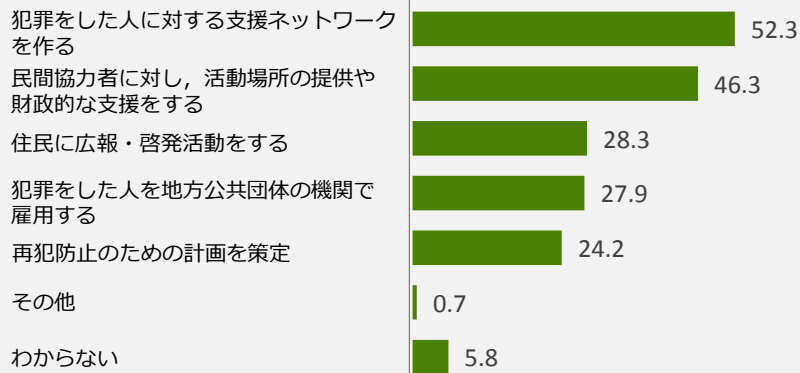


□再犯防止のためには「誰一人取り残さない」社会の実現が大切である？



「思う」、「どちらかといえばそう思う」と合わせておよそ8割の方が賛同する旨の回答していて、一定の理解は得られています。

□地方公共団体に求める施策は？



協力をしたいと思わない理由は

どのように接すればよいかわからない(44.9%)



犯罪をした人と関わりを持ちたくない(35.5%)

自分や家族の身に何か起きないか不安(43.0%)

■刑務所、少年院、少年鑑別所で働く職員って？

刑務官……刑務所、少年刑務所又は拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所等の保安警備の任に当たります。

ちなみに

保護観察官…犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう指導や援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

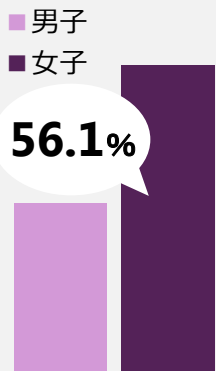
法務教官…少年院や少年鑑別所のほか、刑事施設等で勤務し、幅広い視野と専門的な知識をもって被収容者の個性や能力を伸ばし、健全な社会人として社会復帰させるために、きめ細かい指導・教育を行っています。

法務技官(心理)…心理学等の専門的な知識・技術をいかし、非行や犯罪の原因を分析し、処遇上の指針の提示や、刑務所の改善指導プログラムの実施等に携わっています。

このほか矯正施設では、刑務作業・職業訓練の指導に当たる作業専門官、医師、看護師、薬剤師、社会福祉士、精神保健福祉士、キャリアカウンセラーなどが働いています。

● 児童虐待防止と矯正施設は関わっています ●

■ 少年院の少年と被虐待経験



H29
(平成30年版犯罪白書)

平成29年に新たに少年院に入院した者のうち**男子は30.9%、女子は56.1%**が虐待を受けた経験がある（保護者以外の家族によるもの、18歳以上の少年に対する虐待を含む。）と把握されています。入院段階では、被害を申告しない少年もいますので、実際数はさらに多いと考えられます。

実際に、平成27年度に全国の少年院で行われた調査では、約**6割**の少年から被虐待経験を有するとの回答があり、女子の場合にはその割合が**7割**を超えました。

被虐待体験をした子どもが全て非行化するわけではありませんが、被虐待体験によるネガティブな感情への対処として他者への敵意や攻撃性が高まる中、被害から逃れるために家出し、不良な仲間や先輩との関わりの中で攻撃的な行動が評価され、非行行動が始まり、希望や大事にしたいものが乏しいまま、先の予測をすることなく行動し、不良仲間など周囲の称賛や非行から得られる気分の発散などの楽しさを感じ、危機感を生じないまま非行がエスカレートするプロセスが指摘されています。



参考

- 羽間京子 少年院在院者の被虐待体験等の被害体験に関する調査について 刑政128(4)14-23 2017.4
- 「子ども・若者が変わるとき」法務省矯正局編

■ 被虐待経験者への対応

少年院は、スケジュールに基づく規則正しい生活が確保され、また、明確なルールの下で公平性や規律を保つよう、そして、人権を尊重するよう注意を払っています。入院前は生活リズムも崩れ、不安定な環境で生活していた少年に、安全・安心が確保されます。

また、個別担任制によるきめ細やかな心情の把握と指導を基本としています。教官が自分を理解し支えてくれるという感覚を持てること、教官と信頼関係が結ばれ、その指導を受け入れることができることなど、援助的な周囲の関わりを感じ取ることができます。

加えて、成育環境や被虐待経験等に由来する自尊心の低さや感情統制の問題、これらを背景とした対人関係の持ち方の問題などに対応するプログラムとして、アサーショントレーニング（自己開示・他者理解の態度を育て、自尊感情を高めるとともに、状況に適した対応をとれるようになることを目指す）、マインドフルネス（瞑想を体験的に理解させることで衝動性の低減や統制力の向上等を目指す）が女子少年院を中心に取り入れられています。

■ 法務少年支援センターにできること

少年鑑別所では、法務少年支援センターとして、年齢にかかわらず、地域の非行・犯罪の防止に向け、関係機関や一般の方からの相談対応、ケース会議や研修会への参加、講師派遣等に当たっています。

子どもの非行や問題行動等に悩む保護者の方の相談に応じる他、地方公共団体が設置する要保護児童地域協議会への職員派遣、関係機関向けの講演、個別ケース検討会への参加などの実績があり、虐待の未然防止、関係機関と連携した早期対応に努めています。

なお、東京矯正管区には、同じ埼玉県内にあるさいたま法務少年支援センターに寄せられた依頼に対応できるスペースを設置しています。一般行政機関に置かれたアクセスのしやすい場所として、ご活用ください。



全国共通相談ダイヤル ☎0570-085-085